

---

プロジェクト **税効果会計**  
項目 **検討の進め方について**

---

**本資料の目的**

1. 企業会計基準委員会及び税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）では、日本公認会計士協会（JICPA）から公表されている税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）（以下「実務指針」という。）について、ASBJに移管すべく審議を行っている。
2. 実務指針のうち、繰延税金資産の回収可能性に関する事項については、他の実務指針に先行して開発し、平成 27 年 5 月 26 日に、企業会計基準適用指針公開草案第 54 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」（以下「回収可能性適用指針案」という。）を公表した。
3. 本資料は、回収可能性適用指針案に含まれなかった実務指針の ASBJ への移管にあたって、検討の進め方について審議を行うことを目的とするものである。  
なお、平成 27 年 6 月 19 日に第 21 回税効果会計専門委員会を開催し、本議題について審議を行っている。専門委員会で聞かれた意見は、審議事項(4)-2 に記載している。

**経 緯**これまでの検討

4. JICPA で作成されている税効果会計及び当期税金に関連する実務指針は、以下のとおりである。
  - 会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「連結税効果実務指針」という。）
  - 会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「個別税効果実務指針」という。）
  - 会計制度委員会報告第 11 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」（以下「中間税効果実務指針」という。）
  - 会計制度委員会「税効果会計に関する Q&A」（以下「税効果 Q&A」という。）
  - 監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第 66 号」という。）
  - 監査委員会報告第 70 号「その他有価証券の評価差額及び固定資産の減損損失に係る税効果会計の適用における監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第 70 号」という。）

- 監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（以下「監査・保証実務委員会実務指針第 63 号」という。）

これらのうち、回収可能性適用指針案に移管される監査委員会報告第 66 号及び監査委員会報告第 70 号を除いた 5 本の実務指針等が、今後の検討対象となる。

5. 第 280 回企業会計基準委員会及び第 1 回専門委員会において、検討の範囲及び進め方として、新たな適用指針を開発するという進め方ではなく、次のとおり審議を進めていくこととされた。
- (1) 専門委員に対し、検討の対象とされた実務指針について、現状の取扱いに関する課題の洗い出しを依頼する。
  - (2) 現状の取扱いに関する課題が指摘された論点については、専門委員会において、取扱いの見直しを行うか否かについて審議を行う。
  - (3) 特に現状の取扱いに関する課題の指摘がない項目については、原則として、現在の JICPA の実務指針の内容を踏襲し移管する。
6. また、専門委員より寄せられた課題は論点が広範にわたっていたため、論点をグルーピングし、グループ 1（税効果の会計処理に関する論点のうち繰延税金資産の回収可能性に関する論点以外で重要と考えられる論点）、グループ 2（繰延税金資産の回収可能性に関する論点のうち重要と考えられる論点）、グループ 3（グループ 1 及びグループ 2 以外の論点）の順に検討を進めていくこととされた（具体的には（別紙 1）及び審議事項(4)-1 参考資料 1 に記載している。）。
7. グループ 1 の下記 4 つの論点については、第 286 回・第 288 回企業会計基準委員会及び第 3 回・第 4 回専門委員会において審議が行われたが、現行の取扱いを見直すかどうかの方向性は検討していない。
- 未実現損益の消去に係る税効果
  - 子会社等の留保利益に係る税効果
  - 子会社への投資に係る将来加算一時差異の税効果と繰延税金負債の支払可能性
  - 税効果会計に適用される税率が変更された場合の取扱い

なお、グループ 3 については、これまでに審議は行われていない。

## 移管に係る検討の進め方

8. (別紙1)及び審議事項(4)-1参考資料1に記載した課題のうち、グループ2の論点については先行して適用指針を開発することとし、回収可能性適用指針案を公表した。当該適用指針案の審議の過程では、繰延税金資産の回収可能性に関連する注記事項が議論となったが、審議の結果、回収可能性適用指針案では繰延税金資産の回収可能性に関する注記事項を追加する提案を行わず、他の実務指針の移管に係る審議を行う際に、税効果会計に関する注記事項の見直しを行うこととした。

また、会計処理と開示を同時に検討すべきであるという意見を踏まえ、当該移管に係る審議は速やかに進めていく予定であることを、コメントの募集において示している。

9. 今回の移管において、組織再編など個別の特定の取引に関する取扱いが含まれるグループ3のすべての課題を検討範囲に含める場合、検討が完了するまでには相当の時間を要することが見込まれる。開示に関する検討経緯を踏まえると、繰延税金資産の回収可能性に関する注記事項を速やかに適用するために、(別紙1)及び審議事項(4)-1参考資料1に記載した課題のうち、早急に対応すべき論点に限定して検討を行い、早期にJICPAの実務指針をASBJの適用指針等として移管することが考えられるかどうか。

なお、この場合、今回、対応しなかった論点については将来の検討課題とすることが考えられるかどうか。

#### ディスカッション・ポイント

- ・ 実務指針のASBJへの移管にあたって、早急に対応すべき論点を抽出して検討する進め方について、ご意見を伺いたい。

#### 取り上げるべき論点の抽出

10. 専門委員会の立ち上げ時に、専門委員から寄せられた課題を、グループ1(税効果の会計処理に関する論点のうち繰延税金資産の回収可能性に関する論点以外で重要と考えられる論点)、グループ2(繰延税金資産の回収可能性に関する論点のうち重要と考えられる論点)、グループ3(グループ1及びグループ2以外の論点)に分類した。ここで、仮に、早急に対応すべき論点に限定して検討するにあたって、この論点を限定するために、寄せられた課題について、改めていくつかのグループに再整理を行う(取り上げることが決定されている開示に関する論点を除く。)
11. この整理の方法として、次の5つに分類する方法が考えられる。

(1) 実務上一定の課題が識別され、多くの企業に影響を及ぼす論点

これまでの実務においてすでに一定の課題が識別され、また、多くの企業に影響を及ぼす論点である。

(2) 会計基準間の整合性に関する論点

会計基準間において整合していない取扱いについて、平仄を合わせるかどうかの検討が必要となる論点である。

(3) 国際的な会計基準における取扱いに関連する論点

日本基準と国際的な会計基準との間で相違がある項目に関する論点である。

(4) 取引の発生頻度が必ずしも高くはない論点

現行の実務指針で取り扱われていないことから明確でない点があるものの、取引の発生頻度が必ずしも高くはない論点である。

(5) その他の論点

上記(1)から(4)のいずれにも分類されない論点である。

以下では、個々の課題をこれら(1)から(5)に当てはめて検討を行う。

実務上一定の課題が識別されている論点

12. 以下が該当すると考えられる。

(1) 税効果会計に適用される税率（公布日基準）の取扱い

13. 上記については、多くの企業に影響を及ぼす論点であり、かつ、すでに実務上一定の課題が識別されている論点であるため、早急に対応すべき論点に該当すると考えられるかどうか。

会計基準間の整合性に関する論点

14. 以下が該当すると考えられる。

(2) 連結納税と企業結合における税効果会計の整合性<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 当該論点は、グループ3の「個別財務諸表におけるスケジューリングの連結財務諸表の観点からの見直し」と関連している。

- |  |
|--|
| (3) 繰延税金負債の支払可能性（会計基準と実務指針の整合性）          |
| (4) 子会社の留保利益に係る税効果（連結税効果実務指針における定めとの整合性） |

15. 「(2)連結納税と企業結合における税効果会計の整合性」については、基準諮問会議からの提言を受け、検討することが決定されている。
16. 「(3)繰延税金負債の支払可能性（会計基準と実務指針の整合性）」、「(4)子会社の留保利益に係る税効果（連結税効果実務指針における定めとの整合性）」については、会計基準と実務指針又は実務指針間の整合性に関する論点であり、かねてから問題意識が聞かれる項目であるため、早急に対応すべき論点に該当すると考えられるがどうか。

#### 国際的な会計基準における取扱いに関連する論点

17. 以下が該当すると考えられる。

- |                                |
|--------------------------------|
| (5) 未実現損益の消去に係る税効果（繰延法か資産負債法か） |
| (6) 関連会社の留保利益等に係る税効果（認識基準）     |

18. 税効果会計については、会計基準レベルではすでにコンバージェンスがなされていると考えられ、上記の2つの論点については、ガイダンスレベルにおける国際的な会計基準との差異である。
19. 「(5)未実現損益の消去に係る税効果（繰延法か資産負債法か）」については、ガイダンスレベルでは重要な差異となっており、米国会計基準の改正により、IFRSと米国会計基準が同一の方法となる予定であり、早急に対応すべき論点に該当すると考えられるがどうか。
20. 一方、「(6)関連会社の留保利益等に係る税効果（認識基準）」については、IFRSとの間で細かい差異がみられるものの、重要性を考えると、早急に対応すべき論点に該当しない可能性もあるが、グループ1（税効果の会計処理に関する論点のうち繰延税金資産の回収可能性に関する論点以外で重要と考えられる論点）としていたこともあり、詳細な検討を行うこととしてはどうか。

#### 取引の発生頻度が必ずしも高くはない論点

21. 以下が該当すると考えられる。

- 100%子会社間での子会社株式等の売買に係る税効果  
100%子会社間での子会社株式等の売買において、連結財務諸表上繰延税金負債（資産）を計上し税金費用が発生する取扱いの検討
- グループ法人税制の適用下で個別財務諸表上で計上された寄付修正事由に対応する投資簿価修正に係る税効果  
グループ法人税制の適用下で個別財務諸表上で計上された寄付修正事由に対応する投資簿価修正に係る税効果に関して、連結財務諸表上の取扱いの検討
- 無対価組織再編に係る税効果  
完全子会社同士の無対価会社分割等に生じる一時差異に係る税効果の取扱いの明確化
- 資産調整勘定又は差額負債調整勘定が生じる場合の税効果  
共通支配下の取引で対価が現金等の場合、結合企業側でのれん又は負のれんが計上され、税務上は非適格組織再編に該当する場合の取扱いの検討
- 国内完全支配子会社又は連結納税対象子会社の株式評価損の税効果  
国内完全支配子会社又は連結納税対象子会社の株式評価損の税効果の検討
- 連結納税離脱の際の税効果  
連結納税離脱の際の税効果会計の処理の明確化

22. 上記についてはいずれも、現行の実務指針で取り扱われていないことから明確ではない点があるものの、取引の発生頻度は必ずしも高くはないと考えられ、早急に対応すべき論点に該当するほどの重要性はないと考えられるがどうか。

#### その他の論点

23. 以下が該当すると考えられる。

- 在外子会社等への投資のヘッジに係る税効果  
繰延ヘッジ損益と為替換算調整勘定の取扱いの検討
- その他の包括利益に対する課税（連結納税加入時のその他有価証券の時価評価課税）  
その他の包括利益に対して課税がなされた場合の税金費用の表示上の取扱いの明確化
- 連結税効果実務指針第48項の数値例  
数値例の記載の見直し
- 税効果会計に適用される税率が変更された場合の取扱い  
当期首か当期末かの明確化
- 中間財務諸表及び四半期財務諸表における簡便法

簡便法の取扱いを維持するか否か等の検討

- 「所得に関連する税金」と「所得に関連しない税金」の分類  
「諸税金」を「所得に関連する税金」と「所得に関連しない税金」に分類
- 住民税均等割及び付加価値割のうち利益に関連する金額の取扱い  
販売費及び一般管理費として取り扱うか否か等の検討
- 追徴税額の会計処理  
判断基準の明確化等
- 対象とする税金の範囲  
消費税等の検討
- 会計基準等の体系など  
旧商法ベースの文言の修正等

24. 上記については、いずれも早急に対応すべき論点に該当するほどの重要性はないと考えられるかどうか。

#### ディスカッション・ポイント

- ・ 取り上げるべき論点の抽出について、ご意見を伺いたい。

#### 早急に対応すべき論点の内容

25. 前項までの検討により抽出した論点について、以下では、今回の移管における、今後の検討のポイントについて記載する。

##### (1) 開示に関連する論点

26. 開示に関しては、今後の検討を行うための便益及びコストをより適切に把握するために、回収可能性適用指針案において注記事項に関する質問項目を設けて、コメントを募集しており、今後、回収可能性適用指針案に寄せられるコメントを踏まえたうえで検討することが考えられる。

##### (2) 税効果会計に適用される税率（公布日基準）の取扱い

27. 現在の日本における税法改正プロセスは、通常、法律案が国会に提出され、衆議院及び参議院の両議院で可決したときに法律が成立し、官報に掲載されることにより公布される<sup>2</sup>。

<sup>2</sup> 「公布」は、成立した法律を一般に周知させる目的で、国民が知ることのできる状態に置くことをいう。

28. 個別税効果実務指針第18項では、税効果会計上で適用する税率は決算日現在における税法規定に基づく税率によることとし、改正税法が決算日までに公布されており、将来の税率改正が確定している場合は、改正後の税率を使用することとされている。
29. 現行の公布日を基準とする取扱いは明確であるものの、3月決算の企業において、改正税法が3月中に国会で成立した場合であっても、その公布が3月中になされるか4月になされるかにより、繰延税金資産の計上額が大きく変わる可能性があり、実務上の課題が指摘されている。国際的な会計基準における取扱いも参考にすると、国会において法律が成立した段階に変更するか否かが検討のポイントになると考えられる。
30. また、地方税法における超過課税による税率については、地方団体ごとに条例改正プロセスが異なり、条例の改正が4月以後となるケースもあるため、実務に資するよう公布日を基準とする取扱いを変更するか否かがポイントになると考えられる。

### (3) 連結納税と企業結合における税効果会計の整合性

31. 平成25年3月29日に開催された第261回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から、連結納税制度を適用する場合の税効果と企業結合会計の税効果の整合性について、新規テーマとして提案された（審議事項(4)-1 参考資料2及び参考資料3を参照）。  
具体的には、実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(以下「連結納税に関する当面の取扱い」という。) Q12-2及びQ13に示されている連結納税制度における新規適用・加入・離脱の際の税効果会計の取扱い<sup>3</sup>と、企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(以下「企業結合適用指針」という。)第75項に示されている取得企業の税効果会計の取扱い<sup>4</sup>の整合性に関する論点である。
32. 親子会社間の合併等の共通支配下の取引と子会社株式の追加取得による連結納税への新規加入は、いずれも従来は異なる納税主体であったものが、取引後は納税主体が同一となるという結果をもたらすにもかかわらず、繰延税金資産の回収可能性の判断への影響については、以下のとおり実務上異なる結果となる。

<sup>3</sup> 連結納税に関する当面の取扱い Q12-2 及び Q13 では、新規適用・加入・離脱の際に、各々の意思決定がなされ、実行される可能性が高いとされた時点等より、繰延税金資産の回収可能性の判断に際し、その適用・加入・離脱の影響を反映するものとしている。

<sup>4</sup> 企業結合適用指針第75項では、「繰延税金資産の回収可能性は、取得企業の収益力に基づく課税所得の十分性等により判断し、企業結合による影響は、企業結合年度から反映させる。」とされている。



(1) 共通支配下の取引

直接的に明文化はされていないが、例えば、親子会社の合併の場合、取得企業の税効果会計に関する企業結合会計上の取扱い（企業結合適用指針第75項）と同様に、繰延税金資産の回収可能性の判断では合併の影響を合併後から考慮するという実務運用が見られる。

(2) 子会社株式の追加取得による連結納税への新規加入

対象子会社の株式の追加取得の意思決定がなされ、それが実行される可能性が高いと認められる時点で繰延税金資産の回収可能性の判断上考慮することが連結納税に関する当面の取扱いにおいて明文化されている。

33. 上記論点について、実務対応専門委員会における新規テーマの評価において、下記の対応案が示されていた。

(案1) 連結納税の当面の取扱いにおける既存子会社の加入・離脱の際の繰延税金資産の回収可能性の判断の関する定めを削除し、企業結合会計における取扱いに合わせる。

(案2) 共通支配下の取引に関する繰延税金資産の回収可能性の判断を連結納税の当面の取扱いにおける加入・離脱の際の取扱いに合わせる。

(案3) 現行の両基準の取扱いをそのまま残し、企業結合における共通支配下の取引について、取得と同様の取扱いを行うことを明示する。

34. 当該論点の対応案を検討するにあたっては、(案1)のように組織再編行為における取扱いの一貫性を確保する観点、(案2)のように類似の経済的な事象の取扱いの整合性を図る観点、(案3)のように考え方の基礎が異なることを尊重する観点のうち、どの観点を重視するかによるものと考えられる。

35. この点、繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかを判断することが基本的な考え方である点を強調するかが検討のポイントになると考えられる。

**(4) 繰延税金負債の支払可能性（会計基準と実務指針の整合性）**

36. 税効果会計基準においては、繰延税金負債の計上全般について、以下のように将来の会計期間において支払が見込まれない税金の額を除くとの定めがある。ただし、「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」には、当該定めを設けた背景について特段の言及はない。

「一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない（税効果会計基準第二二1.）」

37. この定めに関し、個別税効果実務指針において、「支払が見込まれない」場合について、「事業休止等により、会社が清算するまでに明らかに将来加算一時差異を上回る損失が発生し、課税所得が発生しないことが合理的に見込まれる場合に限られる。」と限定する定めを置いている（個別税効果実務指針第24項）。
38. 一方、国際的な会計基準においては、全般的な定めとして、支払可能性がない場合には繰延税金負債の認識を行わない旨の定めはなく、将来加算一時差異については原則として繰延税金負債を計上するものとしている。ただし、子会社への投資に係る一時差異など、例外的に繰延税金負債の計上を行わない項目が定められている。
39. この繰延税金負債の計上に係る支払可能性の要件について、税効果会計基準と個別税効果実務指針の整合性や、国際的な会計基準では原則として繰延税金負債を計上するものとしている点を踏まえた場合、現行の取扱いを見直す必要があるかどうかポイントになると考えられる。

**(5) 子会社の留保利益に係る税効果（連結税効果実務指針における定めとの整合性）**

40. 連結税効果実務指針において、子会社の留保利益に係る将来加算一時差異については、原則として認識するとしつつ、配当に係る課税関係が生じない可能性が高い場合や投資売却を解消事由とする子会社の留保利益に関して、親会社はその投資の売却を親会社自身で決めることができ、かつ、予測可能な将来の期間に、その売却を行う意思がない場合には、税効果を認識しないこととされている。
41. 一方、個別税効果実務指針においては、子会社の投資に係る将来加算一時差異に係る個別の例外規定は設けられていない。個別財務諸表において子会社の投資に係る将来加算一時差異が発生するケースとしては、有償減資によりその他資本剰余金の処分による配当により発生する場合などが考えられる。
42. 当該将来加算一時差異は、子会社株式の売却により解消するが、個別税効果実務指針に従った場合、子会社株式の売却を親会社自身で決めることができ、かつ、予測可能な将来の期間に、その売却を行う意思がない場合であっても、当該将来加算一時差異について税効果を認識することになる。

43. 子会社への投資に係る将来加算一時差異について、個別財務諸表における取扱いと連結財務諸表における取扱いを比較した場合、いずれにおいても子会社株式を売却した場合に当該加算一時差異が解消するにも関わらず、異なる取扱いとなっている。
44. この論点は、「(4) 繰延税金負債の支払可能性（会計基準と実務指針の整合性）」と関連しており、当該議論の進展状況に応じて、本論点も併せて検討することになると考えられる。

#### (6) 未実現損益の消去に係る税効果（繰延法か資産負債法か）

45. 未実現損益の消去に係る税効果については、税効果会計基準が採用している資産負債法の例外として繰延法が採用されている。未実現損益に関する税効果については、個別財務諸表ベースでみると、未実現損益が発生した連結会社と一時差異の対象となった資産を保有する連結会社が相違する点で、他の一時差異とは性質が異なるため、未実現損益の消去に適用する税率は、未実現損益が発生した連結会社に適用された税率によるか、購入側の連結会社において将来の外部売却時に適用される税率によるかが論点となりうる（連結税効果実務指針第12項、第13項、第46項）。

この点、現行の実務指針においては、未実現損益の消去に関する従来からの実務慣行<sup>5</sup>を勘案し、それと整合する考え方を採用したとされている（連結税効果実務指針第12項、第46項）

46. IFRSにおいては資産負債法が採用されており、また、米国会計基準においては、現状では、日本基準と同様に繰延法が採用されている。
47. 未実現損益の消去に係る税効果について、現行の実務指針の取扱いは、税効果会計基準が採用している原則である資産負債法の例外として定められている。現行の実務指針における繰延法は米国会計基準でも採用されていることが参考とされていたものと考えられるが、米国会計基準における未実現損益に係る税効果の取扱いが繰延法から資産負債法に変更される提案がなされている<sup>6</sup>。

<sup>5</sup> 企業会計審議会が昭和50年6月に公表した「連結財務諸表の制度化に関する意見書」では、「税金の期間配分を行ういわゆる税効果会計は、わが国の会計実務では未だ慣行として成熟していないことを考慮して、連結財務諸表原則ではこれを取上げていない。しかしながら、企業集団内取引に係る未実現損益の消去に伴う税金の調整などは、連結財務諸表による財務情報として有意義であると考えられるので、税効果会計を適用した連結財務諸表を提出することも差支えないものとする。」とされていた（「連結財務諸表の制度化に関する意見書」三2.）ため、任意に税効果会計を適用している企業があった。

<sup>6</sup> 米国会計基準においては平成27年1月に、未実現損益に係る税効果について繰延法から資産負債法に変更する提案が公表されている（コメント期限は平成27年5月29日）。米国会計基準では、企業集団内の資産の移転は、法人所得税の包括的な会計処理の例外的な定めとして、買手の課税法域において生じた移転資産の税務上の帳簿価額と連結財務諸表上の取得価額との差額に係る繰延税金資産を計上することはでき

48. こうした国際的な会計基準における動向や税効果会計基準の原則的な定めを踏まえ、未実現損益に係る税効果の取扱いを資産負債法に見直すか否かがポイントになると考えられる。

**(7) 関連会社の留保利益等に係る税効果（認識基準）**

49. 子会社、関連会社及び共同支配企業の取得後の留保利益で、配当受領を解消事由とするものについて、配当をコントロールすることができ、かつ、予測可能な将来において配当がなされない場合には、将来加算一時差異ではあるが繰延税金負債の認識を行わない点で、日本基準における取扱いと IAS 第 12 号における取扱いに相違はない。
50. この点について、IAS 第 12 号は、関連会社については配当政策を決定する立場にはないことから、投資者間の合意がない場合には、この例外に該当しないことを明示する指針を提供しているが、我が国の会計制度委員会報告第 9 号「持分法会計に関する実務指針」第 28 項の「持分法適用会社に留保利益を半永久的に配当させないという投資会社の方針又は株主間の協定がある場合」も、同様の趣旨と考えられるから、規定の文言の強弱はあるものの、実質的に相違はないと考えられる。
51. また、子会社、関連会社及び共同支配企業の取得後の留保利益、為替換算調整勘定及びその他有価証券評価差額金で、投資売却を解消事由とするものについては、日本基準では、投資の売却を自身で決めることができ、かつ、予測可能な将来の期間に、その売却を行う意思がない場合には、留保利益に係る繰延税金負債を認識せず、また、売却の意思がある明確な場合を除き、為替換算調整勘定及びその他有価証券評価差額金に係る繰延税金負債の認識を行わないものとされている。
52. この点、IAS 第 12 号では、一時差異を解消する時期をコントロールすることができ、かつ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合に繰延税金負債の認識を行わないものとされているのみであるが、親会社及び投資者は投資の売却をコントロールできるから、投資売却の意思が明確な場合に繰延税金負債を計上する点、投資売却を行わないことが明確な場合に繰延税金負債の認識を行わない点では、相違はないと考えられる。
53. ただし、投資売却の意思が明確ではないが、売却する可能性がある場合については、日本基準においては為替換算調整勘定及びその他有価証券評価差額金に係る繰延

---

ないとする定めを設けていた。しかし、当該定めにより多様な実務が見られ、財務諸表が複雑になる 1 つの要因となっていたことや、既に支払った税金を繰り延べるため、財務諸表利用者にとって有用な情報が提供されないことなどから、当該例外的な定めを削除する提案を行っている。

税金負債が計上されない可能性がある一方、IAS 第 12 号ではこのような場合に繰延税金負債は計上される可能性があり、異なる会計処理になる可能性がある。

54. 持分法適用関連会社の留保利益等に係る将来加算一時差異について、現行の実務指針の取扱いと IFRS における取扱いは実質的な相違がないと考えられるものの、文言レベルでは違いがあり、このような細部についても国際的な会計基準に合わせる必要があるかどうかについて検討することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

- ・ 早急に対応すべき論点の内容について、ご意見を伺いたい。

以 上

(別紙 1)

### 専門委員より寄せられた課題の概要

網掛けしている論点については、今回の実務指針の移管に伴い対応を検討することを提案しているものである。また、枠囲みの論点（ただし、「監査委員会報告第 66 号における例示区分等の繰延税金資産の回収可能性に関する注記」を除く。）については、回収可能性適用指針案への移管に含まれているものである。

#### グループ 1

税効果の会計処理に関する論点のうち繰延税金資産の回収可能性に関する論点以外で重要と考えられる論点（以下、各論点の番号は「現行の実務指針に関する課題の一覧」（審議事項(4)-1 参考資料 1 を参照）における課題番号を参照している。）

- 未実現損益の消去に係る税効果（1 番～3 番）
- 子会社等の留保利益に係る税効果（6 番、8 番～9 番）
- 子会社への投資に係る将来加算一時差異の税効果と繰延税金負債の支払可能性（4 番及び 21 番）
- 税効果会計に適用される税率が変更された場合の取扱い（16 番～17 番）

#### グループ 2

繰延税金資産の回収可能性に関する論点のうち重要と考えられる論点

主に監査委員会報告第 66 号に関連する論点

- 例示区分、将来の合理的な見積可能期間など監査委員会報告第 66 号の全般に関する論点（29 番～37 番）
- 例示区分 4 号の「重要な税務上の繰越欠損金」及び「非経常的な特別の原因により発生したもの」に関する明確化（35 番、38 番～40 番）
- 例示区分 5 号の「債務超過の状況にある会社」及び「短期間に当該状況の解消が見込まれ（る）場合」に関する明確化（41 番～42 番）
- 個別税効果実務指針第 21 項における繰延税金資産の回収可能性の判断要件についての規定の明確化（19 番）
- 個別税効果実務指針第 21 項における繰越欠損金及び税額控除の回収可能性に関する規定の明確化（20 番）
- 監査委員会報告第 66 号第 3 項の繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順を

踏まえた課税所得の定義の明確化（45 番）

- 監査委員会報告第 66 号における例示区分等の繰延税金資産の回収可能性に関する注記（12 番～13 番）

主に監査委員会報告第 70 号に関連する論点

- 将来解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異（43 番～44 番）
- その他有価証券の評価差額に係る税効果（48 番）
- 償却資産の減損損失に係る税効果（49 番）

### グループ 3

個別の特定の取引に関する取扱いなどグループ 1 及びグループ 2 以外の論点

組織再編やグループ税制に関連する論点

- 100%子会社間での子会社株式等の売買に係る税効果（5 番）
- グループ法人税制の適用下で個別財務諸表上で計上された寄付修正事由に対応する投資簿価修正に係る税効果（14 番）
- 無対価組織再編に係る税効果（23 番～24 番）
- 資産調整勘定又は差額負債調整勘定が生じる場合の税効果（25 番）
- 国内完全支配子会社又は連結納税対象子会社の株式評価損の税効果（26 番）
- その他の包括利益に対する課税（連結納税加入時のその他有価証券の時価評価課税）（55 番）
- 連結納税離脱の際の税効果（60 番）

回収可能性に関連する論点

- 個別財務諸表におけるスケジューリングの連結財務諸表の観点からの見直し（10 番）

- 新設会社における回収可能性（46 番）
- 繰延ヘッジ損失に係る繰延税金資産の回収可能性（61 番）

開示に関連する論点

- 繰延税金資産の重要な増加減少についての理由の注記（11 番）
- 繰延税金資産から控除した額の開示（22 番）
- 未払法人税等と未収還付法人税等の表示（53 番）

その他の論点

- 在外子会社等への投資のヘッジに係る税効果（7番）
- 連結税効果実務指針第48項の数値例（15番）
- 税効果会計に適用される税率が変更された場合の取扱い（18番）
- 中間財務諸表及び四半期財務諸表における簡便法（27番～28番、59番）
- 「所得に関連する税金」と「所得に関連しない税金」の分類（50番）
- 住民税均等割及び付加価値割のうち利益に関連する金額の取扱い（54番）
- 追徴税額の会計処理（51番～52番）
- 対象とする税金の範囲（56番～58番）
- 会計基準等の体系など（62番）

**検討の中では取り扱わないもの（監査に関連するもの）**

- 監査委員会報告第66号における経営者確認書の入手の規定（47番）

以 上